

ようこそ宇都宮へ マイホーム取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する ようこそ宇都宮へ マイホーム取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市の拠点区域において自己の居住する住宅を取得する者に対し、その取得に要する費用の一部を補助することにより、拠点形成の促進や定住人口の増加、少子高齢化等の本市の都市課題への対応を図り、ネットワーク型コンパクトシティの形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の規定に基づき本市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (2) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号の規定に基づき本市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (3) 高次都市機能誘導区域 前号に設定する区域のうち、高次都市機能誘導区域として本市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (4) 地区計画区域 篠井ニュータウン地区計画区域、宝木新里ニュータウン地区計画区域、フラワーニュータウン宝木三向地区計画区域、城西ニュータウン地区計画区域、及び市街化調整区域に存する地域拠点区域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により市が作成するものをいう。）、市街化調整区域の小学校のうち、地域拠点区域に含まれる8校を除く19小学校周辺で適用する地区計画区域をいう。
- (5) 市外在住者 転入日（宇都宮市民となった日をいう。以下同じ）以前の3年間のうち連続して2年以上市外に居住していた期間を有するとともに、かつ転入して1年未満の間に住宅を取得した者又は転入して1年未満の者を含む世帯をいう。
- (6) 市内在住者 前号に該当しない者又は世帯をいう。
- (7) 取得 新築又は売買により住宅の所有権を取得することをいう。
- (8) 基準日 住宅の所有権移転又は不動産登記法（平成16年法律第123号）第74

条に規定する所有権の保存の登記に関する登記原因の日をいう。

- (9) 借入金 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項第1号に規定する借入金をいう。
- (10) 所得 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の例に準じて算出した額に12を乗じた額をいう。
- (11) 市街化区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する区域をいう。
- (12) 市街化調整区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に規定する区域をいう。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 平成31年4月1日以降に取得した住宅であること。ただし、高次都市機能誘導区域又は都市機能誘導区域又は地区計画区域において取得した住宅は補助申請日以前6ヶ月以内に取得したものであること
- (2) 所在地の全部又は一部が高次都市機能誘導区域、居住誘導区域（都市機能誘導区域を含む）、又は地区計画区域（以下「補助対象区域」という）のいずれかに含まれていること。
- (3) 居住する部分の延床面積が25㎡以上であること。
- (4) 不動産の登記がなされていること。

（補助対象世帯）

第5条 補助金の交付対象となる世帯は、次に掲げる要件のすべてを満たす世帯とする。

- (1) 世帯に属する者いずれかが、補助対象住宅の所有者であること。
- (2) 世帯に属する者いずれもが、補助対象住宅の所在地に住民登録していること。
- (3) 世帯に属する者いずれもが、基準日から起算して遡り1年間は補助対象区域に居住していないこと。ただし、賃貸住宅に居住している場合は除く。
- (4) 補助対象区域に転入、転居する世帯であること、ただし、賃貸住宅に居住していない市内在住者が転居する場合、次に掲げるものを除く。

ア 高次都市機能誘導区域から高次都市機能誘導区域外への転居

イ 都市機能誘導区域から居住誘導区域又は地区計画区域への転居

ウ 市街化区域から地区計画区域への転居

- (5) 世帯に属する者のうち、収入のある者すべての所得の計（世帯所得）が1,280万円以下であること。
- (6) 補助対象住宅の取得のため、返済期間が10年（120月）以上の借入金を有していること。
- (7) 世帯に属する者いずれもが、市内に自己の居住する住宅を所有していないこと。
- (8) 世帯に属する者いずれもが、市税の滞納がないこと。
- (9) 自治会に加入していること。
- (10) 世帯に属する者いずれもが、過去に本要綱又は廃止前の宇都宮市住宅取得支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (11) 補助対象住宅の取得に関し、他の制度による公的助成や補助金の交付を同時に受けていないこと。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の区分、基準及び上限額は、以下のとおりとする。

- 2 市外在住者に対する補助金額は、別表1に規定する基準のうち該当するものに係る補助額を合算した額とし、60万円を上限とする。
- 3 市内在住者に対する補助金額は別表2に規定する基準のうち該当するものに係る補助額を合算した額とし、30万円を上限とする。
- 4 補助金の交付は、一戸の住宅につき1回限りとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書に別表3に掲げる書類を添えて、基準日から6か月以内に市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、当該年度の補助金の交付を決定し、交付決定通知書により当該申請者に通知する。

（補助金の額の確定）

第9条 補助金の確定額が前条の交付決定額と相違ない場合は、交付決定通知書を補助金確定通知書とみなす。

（交付の請求）

第10条 交付決定者は、交付請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、交付決定日より1か月以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(交付決定の取消・補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、交付が決定されている補助金の全部もしくは一部を取り消し、交付決定取消通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により交付決定者となった場合
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 交付決定の日から5年以内に補助対象住宅を売買等により譲渡した場合

2 市長は、前項の事実が発生したときは、補助金返還命令書により、当該補助金の全部または一部の返還を当該交付決定者へ命ずることができる。

3 当該交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、前項の命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(様式)

第12条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表1 (第6条第2項関係)

区分	基準	補助額	備考
(1) 市外在住者に係る補助[基本額]	補助対象住宅を取得すること	20万円	市外在住者に係る補助金の額は、(1)の基本額に(2)の加算
(2) 市外在住者に係る補助[加算額]	高次都市機能誘導区域に補助対象住宅を取得すること	10万円	
	前住所が東京圏であること	10万円	

①住宅に係る加算	以下の住宅を取得すること ア 中古住宅 イ 長期優良住宅 ウ 二世帯住宅 エ 誘導居住面積水準を満たす住宅	1項目につき 5万円 (上限10万円)	額の基準のうち該当するものに係る補助額を加算した額となる。
②住環境に係る加算	以下の項目に該当すること オ 多世代同居又は近居する世帯 カ 3人以上の子と同居しており、18歳未満の子が1人以上いる世帯 キ 4人以上の子と同居しており、18歳未満の子が1人以上いる世帯 ク 市内勤労世帯 ケ 二地域居住世帯 コ 地域活力向上対象地域へ居住する世帯	1項目につき 5万円 (上限10万円)	

別表2（第6条第3項関係）

区分	基準	補助額	備考
(1) 市内在住者に係る補助[基本額]	交付対象住宅を取得すること	10万円	市内在住者に係る補助
(2) 市内在住者に係る補助[加算額]	高次都市機能誘導区域に交付対象住宅を取得すること	10万円	金の額は、(1)の基本額

住宅・住環境に係る 加算	以下の住宅を取得，又は項目 に該当すること ア 中古住宅 イ 長期優良住宅 ウ 二世帯住宅 エ 誘導居住面積水準を満た す住宅 オ 多世代同居又は近居する 世帯 カ 3人以上の子と同居して おり，18歳未満の子が1 人以上いる世帯 キ 4人以上の子と同居して おり，18歳未満の子が1 人以上いる世帯 ク 市内勤労世帯 ケ 二地域居住世帯 コ 地域活力向上対象地域へ 居住する世帯	1項目につき 5万円 (上限10万円)	に(2)の加算 額の基準の うち該当す るものに係 る補助額を 加算した額 となる。
-----------------	--	---------------------------	--

別表1，2内の用語については以下のとおりである。

東京圏…東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県をいう。

前住所…申請日時点の住所に転居，転入する前の住所をいう。

中古住宅…新築の日から起算して1年経過した住宅又は居住の用に供されたことのある住宅をいう。

長期優良住宅…長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）に基づき長期優良住宅の認定を受けた住宅をいう。

二世帯住宅…各世帯が壁や建具により遮断され他方の世帯と分離独立していること，各世帯が自己の専用部分だけで生活できるよう専用の台所，風呂，便所等が備わり利用上独立していること，及び区分所有を行わないこと，いずれも満たす住宅をいう。

誘導居住面積水準…住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定）で定める水準をいう。

多世代同居…世帯員のいずれかの直系尊属又は直系卑属の複数世代によって同居することをいう。ただし、直系卑属が単身世帯である場合は単身世帯の転入に伴い世帯員が増えた場合に限る

近居…市内の同一小学校区内又は隣接小学校区内において、世帯員いずれかの直系尊属又は直系卑属の世帯が別に居住していることをいう。

市内勤労世帯…世帯員のいずれかが、市内で就労する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者、法人経営者及び個人事業主がいる世帯をいう。

二地域居住世帯…補助対象世帯に属する者いずれかが市外に自己名義の居住の用に供する住宅を所有している世帯又は自己名義の居住の用に供する住宅を賃貸契約している世帯をいう。

地域活力向上対象地域…富屋小学校、平石中央小学校、篠井小学校、城山西小学校、国本西小学区、清原北小学校、上河内東小学校の小学校学区内であり、かつ地区計画区域内の地域をいう。

別表3（第7条関係）

添付書類の種類		備考
(1)	補助対象住宅に係る不動産登記事項証明書 (発行の日から1か月以内のもの)	補助対象住宅の所有権移転又は保存の確認ができるもの
(2)	世帯に属する者すべての住民票の写し	
(3)	世帯に属する者のうち、収入のある者全員の所得を証明する公的証明書	
(4)	補助対象住宅の取得に係る借入金の契約書の写し	
(5)	補助対象住宅の取得に係る契約書の写し	
(6)	世帯に属する者のうち、収入ある者全員の市税完納証明書	
(7)	自治会への加入を証明する書類	
(8)	長期優良住宅認定通知書の写し	購入住宅が長期優良住宅に該

		当し加算を受ける場合に限る。
(9)	住宅の平面図	購入住宅が二世帯住宅に該当し加算を受ける場合に限る。
(10)	同居世帯に属する者すべての住民票の写し	多世代同居に該当し加算を受ける場合に限る。
	近居世帯に属する者すべての住民票の写し 戸籍全部事項証明書	近居に該当し加算を受ける場合に限る。
(11)	勤務地証明書, 勤務地予定申告書	市内企業への就労に該当し加算を受ける場合
(12)	同居家族状況表	3人以上の子と同居しており, 18歳未満の子が1人以上いる世帯の場合に限る。
(13)	加算対象住宅に係る不動産登記事項証明書(発行の日から1か月以内のもの)又は賃貸住宅契約書	二地域居住世帯に該当し加算を受ける場合に限る。
(14)	その他市長が必要と認める書類	

制定文(平成30年4月1日告示第155号)

平成30年4月1日から適用する。

改正文(平成31年4月1日告示第 号)

平成31年4月1日から適用する。